

中小企業振興条例の概要

目的 (第1条)

◆市の産業基盤の安定と強化を図り、もって市民の豊かな生活の営みに寄与

- ①中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念、市、中小企業者、市民の責務及び役割を明確化
- ②中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

共通

基本理念 (第3条)

◆中小企業の振興に関する理念（根本的な考え方）を明確化

- ①中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な努力の促進
- ②中小企業者による豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の資源の持続的な活用と新たな資源の発掘
- ③中小企業者の事業活動により生産・販売される商品の消費又は提供される役務の利用の促進
- ④市、中小企業者、市民、産業経済団体その他関係機関及び関係団体の相互連携・協力を促進

共通

各主体の責務・役割等

個別

中小企業者等の責務 (第5条)

- ①経営の革新、経営基盤の強化に向けた自主的な取組
- ②豊富な人材と多様な技術、豊かな自然等資源の持続的な活用
- ③新たな資源の発掘
- ④市内で生産・販売される商品の消費または提供される役務の利用

産業経済団体の責務 (第5条)

- ①中小企業者の事業活動に関する相談、指導、研修等の実施により事業活動の円滑化を支援
- ②市内で生産・販売される商品の消費または提供される役務の利用

市の責務 (第4条)

基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し実施

市民の役割 (第6条)

中小企業者への関心と理解を深め、消費等により理念実現に積極的な役割を担う

中小企業者の自主的な努力の促進 (第7条)

◆中小企業者の経営革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な取組を促進

中小企業者、教育機関、研究機関、産業経済団体その他の関係機関が連携することのできる体制を整備

市

施策の総合計画等への反映 (登載・検証・見直し)